

令和2年度 京都市立大藪小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。その中で、「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、すべての子どもが、被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では組織として情報を共有する中で、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

「いじめ」は、すべての児童に関する人権問題である。いじめの防止対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができることを理念とする。

すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように児童へ働きかけをする。「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が理解できるように努める。国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者と連携をとり、組織全体として「いじめ」防止対策に取り組む。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

大藪小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権主任・学年から1名・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー（SSWなど状況に応じて増やす。）

ウ 開催時期

定例委員会は月1～2回開催する。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等を行う。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等を検討する。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有を行う。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応について確認する。
- ・重大事態に対する判断と対応を行う。
- ・関係機関、専門機関との連携対応を行う。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

※ 児童・保護者への周知はホームページに公開

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善・学習環境の整備

- ・校内美化や整理整頓に努め、児童が落ち着いて学習に取り組めるように環境を整備する。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫を行う。
- ・支持的風土を持つ学習集団作りの中で、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・授業の中で、互いの個性を認め合うことを目指して、ペア学習・グループ学習を効果的に位置づける。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底する。
- ・久世スタンダードにある子どもの育成を目指した指導を行う。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・毎月の「心ニコニコの日」を設定する。
- ・人権教育の視点を踏まえ「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた道徳の時間の授業を実施する。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる「しなやかな道徳教育」を実践する。

ウ 体験活動の充実

- ・みさきの家野外宿泊学習や長期宿泊学習、修学旅行などの取組を通じた仲間との関係づくりを重視する。
- ・人間関係づくりを意識した学校行事を実施する。
- ・総合的な学習や特別活動等を通して、自他の命を尊重する活動を推進する。

エ 児童が自主的に行う活動（絆づくり）

- ・たてわり活動によるピアサポート体制を充実させる。
- ・児童集会において、委員会や学年からの人権に関する発表を行う。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・非行防止教室（3・4・5・6年）や薬物乱用教室、ケータイ安全教室（6年）の内容を他学年児童にも知らせ、学級で話し合うようにする。
- ・いじめや命、人権に関わる本を紹介し、考える機会をつくる。
- ・朝会で、いじめ対応チームの紹介をする。
- ・学年、学級通信等を有効に活用する。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・週に一回、学年会を開き、常に学級間での情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導部を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で対応にあたる。
- ・全教職員がお互いに何でも話しやすい職場づくりに励む。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケート（記名）を6月と12月に実施する。
- ・4・5・6年生についてはクラスマネジメントシートを活用する。

(イ) 教育相談の実施

- ・各担任は必ずアンケートの結果を把握し、アンケートを元に積極的な相談活動を実施する。その際、児童の観察に努める。また、アンケートの結果については
- ・SCやSSWと連携し、積極的に教育相談を行う。

ウ その他（上記調査等の結果の検証及び組織的な対処）

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導に努める。
- ・家庭教育講座、育成団体連絡協議会等を活用して、地域や保護者の理解と協力を得る。
- ・学級活動で情報モラル指導の強化を行い、学年による情報素地の育成を図る。
- ・全教職員で、SNSを通じて起こっている問題行動の共通理解をする。（インターネットを通じて行われるいじめへの対応に入れていただいた方が）
- ・いじめ対策委員会および校内研修の中で、各種アンケートの結果分析を行うとともに今年度の組織および取組について、P D C Aサイクルでの評価・検証を行う。
- ・いじめに関するアンケート（年間2回）、クラスマネジメントシート（年間2回）を実施し、その月またはその翌月のいじめ対策委員会にて、児童の実態および状況を把握する。
- ・校内研修を通して、いじめ防止に向けた指導やいじめ等への対応、児童理解に関する研修を実施する。

（3）いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録を徹底する。
- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに学年主任・生徒指導主任・人権主任・管理職へ報告し、組織全体で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が支援しながら、担任や学年を中心に、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの経緯・被害児童や加害児童の状況・周りの児童の関わりなどの情報を収集する。
- ・いじめ対策委員会を開いて対応を話し合い、被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・担任が被害及び加害児童の保護者に適宜、連絡する。
- ・いじめ対策委員会の支援のもと、担任や学年で被害児童の保護を最優先に考え、児童及び保護者への支援を行う。
- ・いじめ対策委員会の支援のもと、加害児童への責任ある指導及び保護者への助言を行う。
- ・担任・学年は必要に応じて周りの児童に対しても指導を行い、再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防 止 の 取 組

予 防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。 【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間を作らず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに学年主任・生徒指導主任・人権主任・管理職へ報告し、組織全体で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が支援しながら、担任や学年を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・いじめ対策委員会を中心に、情報教育部・人権部など、関連の部署とも協力しながら、インターネット上でのいじめの状況・被害児童や加害児童の状況・周りの児童の関わりなどの情報を収集する。
- ・いじめ対策委員会を開いて対応を話し合い、被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・担任が被害及び加害児童の保護者に適宜、連絡する。
- ・事案によっては、警察や関係機関などにも連絡を入れる。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめ対策委員会の支援のもと、担任や学年で被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・いじめ対策委員会の支援のもと、加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・情報教育部などの協力を得て、担任・学年は必要に応じて周りの児童に対しても情報教育などの指導を行い、再発を防ぐ。
- ・上記の取組を行い、少なくとも3か月間の見守りを続ける。
- ・定期的に被害児童に聞き取りを行い、心身の苦痛の有無を確認する。

（3）教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・学校評価アンケート、クラスマネジメントシートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しを行う。

イ 実施時期

- ・年間計画に準ずる。

4 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・説明会や懇談会で「学校いじめ防止基本方針」や「久世スタンダード」の内容を周知し、保護者の理解と協力を得る。
- ・人権参観授業や懇談会で保護者へ啓発する。
- ・いじめ防止の取組についてホームページで発信する。
- ・P T Aカレンダーを活用し、P T Aの協力を得る。
- ・家庭教育講座や育成団体連絡協議会等を活用して、地域や保護者の理解と協力を得る。

5 重大事態への対処

（1）基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重態事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事態関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いがあるものとして対応する。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、「事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等」を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査の協力をする。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・大藪小学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「大藪小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深め、地域や家庭に知ってもらう。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

「※ 新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の計画の見直し、変更を行う場合がある。」

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 生徒指導研修会 「学校いじめ防止基本方針」「学級経営」の共通理解	心ニコニコの日 入学式 お世話活動開始 (1年←6年) 1年生を迎える会	・前年度アンケート結果を学年で共有	入学式後の保護者説明会 学級懇談会
5	いじめ対策委員会 生徒指導研修会「情報共有・共通理解」	心ニコニコの日 憲法月間講話 修学旅行（6年） 朝会にて周知		H Pにて周知 家庭訪問
6	いじめ対策委員会	心ニコニコの日 たてわり活動開始 花背山の家 長期宿泊学習（5年）	・第1回いじめアンケート（記名）	

7	いじめ対策委員会 生徒指導研修会	心ニコニコの日 非行防止教室 (3・4・5・6年)	・クラスマネジメントシートの実施 ・学校評価アンケート	個人懇談会
8	いじめ対策委員会 アンケートの分析 結果の共有	心ニコニコの日	・各種アンケート分析	
9	いじめ対策委員会	心ニコニコの日 みさきの家野外活動 (4年)		休日参観(道徳等 の授業公開)
10	いじめ対策委員会	心ニコニコの日 運動会 たてわり遊び		
11	いじめ対策委員会 学校評価結果の共有	心ニコニコの日 就学時健診サポート (5年)	・クラスマネジメントシートの実施	
12	いじめ対策委員会	心ニコニコの日 人権月間講話 人権標語作成 スクーデントシティ学習(5年) 大藪フェスティバル 薬物乱用防止教室(6年)	・第2回いじめアンケート(記名) ・学校評価アンケート	人権学習の 授業公開 個人懇談会
1	いじめ対策委員会 アンケートの分析 結果の共有	心ニコニコの日 たてわり遊び 学習発表会	・各種アンケート分析	自由参観(道徳等 の授業公開)
2	いじめ対策委員会 生徒指導研修会「年 間の取組の見直し」	心ニコニコの日 たてわり遊び 半日入学サポート(5年)		新1年生半日入学 説明会
3	いじめ対策委員会 学校評価結果の共有と次年度に向け て	心ニコニコの日 6年生を送る会 卒業式	・各種アンケート分析結果の共有 →次年度へ ・アンケート原本の 保管(5年保存)	学級懇談会

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」(P D C A サイクルの期間)
- ・「いじめに関するアンケート」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・「校内研修」
- ・「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・「個別面談」「教育相談」